

平成28年
第6回6月定例教育委員会議事録

平成28年6月24日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招集日 平成 28 年 6 月 24 日
- 開会時間 午前 9 時 00 分
- 閉会時間 午前 9 時 50 分

2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3

3 会議次第

(1) 議事録署名委員

- 第 5 回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
- 今回議事録の署名委員 安部 一枝 委員

(2) 議事

- 第 26 号 大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 27 号 大野城市道徳教育推進協議会委員の委嘱について

(3) 教育長報告

(4) 報告

- ①企画展「センダンの木と旌表旗(せいひょうき)～大野小学校 2 つの宝～」
の開催について

(5) その他

- ①教育長の業務報告 (5～6 月分)
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定 (平成 28 年 7 月分)

4 出席した委員等 吉富 修 (教育長)

角 敬之 大石 薫 安部 一枝
高木 和敏 梶原 千春

5 欠席した委員

6 出席した職員 教育部長 平田 哲也 教育政策課長 船越 康二

教育振興課長	森永 希代美
教育指導室長	黒澤 真二
スポーツ課長	船越 善英
ふるさと文化財課長	石木 秀啓
教育政策課係長	山本 耕督

7 会議の書記 教育政策課教育政策担当 渡邊 洋介

午前9時00分 開会

○吉富教育長

おはようございます。それでは、おそろいになりましたようですので、ただいまより平成28年6月定例教育委員会を開会いたします。

既にお聞き及びかもわかりませんが、先日の集中豪雨につきましては、警戒配備体制、昇格して災害対策本部の立ち上げ、対策本部の立ち上げによる避難準備情報を地域に、6カ所だったと思います、流すような事態になりました。結果的には、心配されるような被害もなく終わっているようでございますが、また今日の夕刻以降、また前線が上に来るといことも報道されておりますので、また招集がかかるのではなからうかと思っています。

それから、委員の皆様方にもご指摘していただいたこともございましたけれども、こういう自然災害時における学校の態度のとり方につきまして、ご意見いただきました。あるいは市庁舎内の安全安心課のほうに相談いたしまして、明確な基準をとということをつくっております、それに基づいて学校の判断をし、いち早い正確な情報が各家庭に届くようにと、ホームページに上げたりするなどの努力をしているところでございます。奇跡的にほぼクレームがありません。いただきました意見が功を奏しているものと思われま。ありがとうございます。

ただ、例えば今日みたいに、朝6時の時点で大雨洪水警報が出ていなくても、最近の天候の急変はその直後に出ることもあります。ですから、そういう基本は持ちましても、臨機応変に、いわゆる協議を続けていくということをしておかないといけないなと思うことでございます。今日も朝から降っておりませんが、朝5時12分に校長会長から電話がありまして、4時半からずっとテレビを見ておりましたが、子どもたちが在校している時間帯につきましては、雨は降りましてもさほど気にすることは無いという判断でございましたので、筑後地方は既に警報が出ておりますけども、一応、できるだろうという判断で進めているところでございます。

また、いろいろなご意見がお耳に入りました場合につきましては、どうぞ参考意見としてお聞かせ願えればと思っております。

それでは、早速始めさせていただきます。

傍聴者につきましては、申し出があっておりません。

[会議録承認]

○吉富教育長

議事録の承認に入ります。前回の5月定例会にて梶原委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いします。

○梶原委員

はい。

○吉富教育長

また、4月の定例会の議事録につきましては、高木委員をお願いしておりましたところでございますので、今回の署名、よろしくお願いいたします。

ご署名ありがとうございました。今回、6月の定例教育委員会議事録の署名につきましては、安部委員さんをお願いいたします。

○安部委員

はい。承知しました。

○吉富教育長

次回、お願いいたします。

[議 事]

○吉富教育長

それでは、早速ながら議事に入りたいと思います。

議事に入ります前に、まず船越課長のほうから議案についてのお知らせをお願いします。

○船越教育政策課長

第27号議案につきまして、今回、別にA4、1枚で配付いたしております。これは、4ページの委員の一番下、商工会からの推薦の部分につきまして、今週に入りまして商工会から変更の依頼がございましたので、第27号議案の審議につきましては、今日お配りしているものについて審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉富教育長

それでは、そのようにお願いいたします。

[第26号議案 大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について]

○吉富教育長

それでは早速、第26号議案、大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いいたします。

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

それでは、1ページ、第26号議案、大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定についての提案でございます。

提案の理由ですが、学校開放に関する事務につきまして、教育委員会の責任のもとに行うことを明確にする必要があることから、今回、改正を行うものです。

改正の内容ですが、2ページ目をお開きください。

改正後のところに記しております。第11条に次の条文を追加するものです。学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとし、学校長は全ての責任を負わないものとする。以上、この条文を追加するものです。

以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。お尋ねございませんでしょうか。ご質問どうぞ。よろしいでしょうか。

高木委員、お願いいたします。

○高木委員

学校開放に関する事務とありますが、この事務というのは、具体的にどういうことですか。学校長が、私の記憶違いかも知れませんが、学校の施設を夜に社会体育に貸すというのがありますね、体育館を柔剣道やママさんバレーなどに。そういうのは、全部そちらのほうでやってあると思うんですけど、学校開放に関する事務と出てきました。これは、ランドセルクラブにかかわる面が強いのかなと思うんですが、事務の内容はどういうことですか。

○吉富教育長

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

まず、今、高木委員がおっしゃいました、施設の貸し借りに関することですので、ランドセルクラブに限らず、学童保育、それと社会体育で利用する諸団体に関するもの全てのことになります。学校開放に関する全ての事務に当たります。

○吉富教育長

いいですか、私のほうから。例えば、諸団体の活動の方法によっては、学校が有しています教具、学習具の使用等の依頼等もございます。あるいは、何時ぐらいから使用可能になるか等の問い合わせについてもありますが、そういったことについての事務連絡、調整等を指すのだと私は思っておりましたが、じゃないんですかね。

どうぞ、お願いいたします。

○森永教育振興課長

使用の許可申請、取り消し等に関する業務、それと使用料の納入、減免等の学校施設の開放に関するもの全ての事務を教育委員会で行うことになります。

○吉富教育長

よろしいですか。

○高木委員

実際的に、使用して、いつが使えますよというのは、学校がやっていますよね。もう変わっているんですかね。

○森永教育振興課長

いえ。

○高木委員

教頭か、あの辺がやってたと思うんですけど。

○吉富教育長

どうぞ。

○森永教育振興課長

今は施設管理システムにおきまして、学校の施設につきましてはコミュニティセンターで貸し借りを行いまして、調整もコミュニティセンターの指定管理業者がしているところがございます。

○高木委員

わかりました。

○吉富教育長

いいですか。角委員、お願いいたします。

○角委員

この規則の中で、学校施設の使用規則に関して、学校長の責任について定めた条項はあるのでしょうか。

○森永教育振興課長

学校長の責任ですか。

○角委員

じゃあ、これまで、大野城市立学校施設使用規則の中に学校長の責任を定めた条項というのはないのでしょうか。

○吉富教育長

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

学校施設使用規則の中には、学校長の責任はどのようなものであるというものを明確に定めたものはございません。こちらは、学校開放ということですので、学校教育が終わりました後の社会教育の部分で行う学校開放についてになります。この部分につきましては、教育委員会で行うということになっていきますので、学校長の責任が何

に及ぶかということを決めた条文はこの中には現在ございません。

○吉富教育長

よろしいですか。お願いいたします。

○角委員

先ほどの高木委員の質問の中で、開放に関する事務ということで、徴収とか申し込みといったもので、施設そのものの、損傷したりしたときの責任はどこになるのでしょうか。事務の中には、そういうことは今おっしゃってなかったんで。減免ですとか、徴収ですとか、申し込みの受け付けですとか、そういう事務を学校開放に関する事務というふうにおっしゃって、その責任は教育委員会にあると。しかし、使うことによって損傷したりしたときには、もちろん損害を与えた人の責任で賠償してもらうとかという話になるんでしょうけれども、そういった施設の管理に関しての責任は、じゃあ、どこにあるのでしょうか。施設管理をするという事務は。

○吉富教育長

どうぞ。

○森永教育振興課長

今おっしゃいました使用者の責任、賠償責任という文言につきましては、こちら、使用規則の中に、第10条として賠償責任、使用者はということで、故意に施設または設備に損害を与えたときはという条文は書いております。ただ、学校自体の設置につきましては、学校の設置は市が設置しておりますので、施設に何らかの瑕疵がありまして、それにより使用者に事故があった場合、その責任は市が負うものと理解しております。

○吉富教育長

どうぞ。

○角委員

いや、故意の場合は当然そうでしょうけれども、故意または何とおっしゃいましたか。

○森永教育振興課長

故意または過失により。

○角委員

過失により。

○森永教育振興課長

はい。

○角委員

過失がなくて云々という場合もあるかなと思うんですけども、そのときの責任はどこになるのでしょうか。

○吉富教育長

どうぞ。

○森永教育振興課長

この条文を読ませていただきます。

使用者は、故意または過失により施設または設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。2としまして、学校開放中の事故は、施設または設備等に管理上の欠陥がある場合を除き、使用者がその責任を負うものとなっておりますので、施設または設備の管理上の欠陥ということで、こちらは市が管理していますので、欠陥がある場合を除いて、そのほかの場合は使用者が負うものとなっております。

○吉富教育長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○角委員

学校開放に関する事務というのは、学校に問い合わせがあっても、いや、これはうちがしていませんから、教育委員会にしてくださいという形で振ってしまうわけですね。

○森永教育振興課長

はい。

○吉富教育長

いいですか。どうぞ。

○大石委員

これまで、これに該当する文章はなかったということですよ、この説明を読むと。今回、この一文を加えようということに至った趣旨をお伺いしたいんですけども。

○吉富教育長

どうぞ。

○森永教育振興課長

現在、9月からの開始に向けましてランドセルクラブの事業を進めております。その中で、学校の校長先生と議論をしております、やはり学校、先生方は責任感がありますので、学校施設を使うというときに、何かあった場合に学校のほうに責任が及ぶことを不安に思われているところが多くあります。そこで、このように施設の使用規則の中にきちんと、学校長は学校開放においてはですね、学校教育の分野ではなく、学校開放においては、学校長は全ての責任を負わないという文章を明記してほしいということになりましたので、この部分を明記することになりました。

○吉富教育長

大石委員、どうぞ。

○大石委員

前半の教育委員会がという文がありますよね。

○森永教育振興課長

はい。

○大石委員

ここに、「学校開放に関する事務は教育委員会が全て行うものとし」ということでだめなんですかね。責任に関しても。

○吉富教育長

どうぞ。

○森永教育振興課長

そのようなことも考えましたが、法制担当と相談いたしまして、学校長が責任を負わないという表現を入れるということで、この表現になったところでございます。

○吉富教育長

いいですか。

どうぞ、お願いいたします。高木委員。

○高木委員

結局、この11条は、校長会と協議の中でと言いましたけど、根本はランドセルクラブの発足に当たって思うんですよね。それで、こういう条項も設けるとするのは、結局、校長からの意見があったのか、それとも、行政のほうから、こういうふうにしなすと。何もなかったら、今までの学校施設開放でよかったと思うんですよね。だから、何らかこれは学校長が一瞬不安に思ったのではないかなと。結局、何もかもですね。

具体的な例としまして、私がやっているときに、今、校務員さんがいらっしゃって、施錠なんかしてもらいますね。しかし、勤務時間の関係もあって、5時以降、おそくなる場合もありますね。現状とすれば、職員が施錠して、セットして帰ると。それで、セットができない場合は、どこがセットされていませんよというのが出ますから、一人でのこのこ上がって行って、例えば2階があいたままなら閉めて帰るとか、そういうのが現状やろうと思うんですね。それで、校長先生が心配されたのは、そういう学校、校舎内の施設を使って、そういうこともあったんじゃないかなと。だから、私はこの事務というのがどこまで入るのかなと。管理事務なのかと。やっぱり校長先生が、究極はそこまでやったらちょっともう、考えてくれませんかという校長からの要請があったのではないかと。何も無いのが一番いいんですけど、そこがちょっとお聞きしたかったんですよ。

○吉富教育長

どうぞ。

○森永教育振興課長

まず、使用する施設が校舎の中の特別教室、家庭科室とかコンピューター室、図工室、それから図書室のようなものもあります。体育館とグラウンドだけではありませんので、校舎の中に入りますから、協議をする中で、やはり校長先生等から、校舎の中に入ることから、この辺を明確にさせていただきたいというお話がありました。

そこで、こちら側も、それではきちんと文字としてあらわす必要がありますので、このように文字としてあらわしましょうということで、この規則の一部を改正することになりました。

○吉富教育長

現場に配慮していただいたということですね。現実的には、学級がそれぞれ今日の学習を終えると、子どもたちの役目できちんと窓を閉めて帰りますけども、いろいろ学校開放によって人が来ますと、開放したりとかいろいろありますもんですから、そういうことから、いろいろ配慮することがあったんだろうと思います。それで、明確に責任を明らかにしてほしいということがあったんだろうと思います。

安部委員、どうぞ。

○安部委員

やはりこの規則の記載の要因を聞いて、流れを考えると、ちょっとこの表現が厳しいことになっているのは事実ですよ。1行の表題の委員会及び学校長の責任というのが、少しばらつきがあるにもかかわらず、高木委員がおっしゃったように、管理なのか、それとも事務的なことなのかによって、この事務という表現をもう少し。事務って漠然としていますよね。ですから、どういったことかというのを少し絞られて、現状と適合させまして、なおかつ責任が入らないと、やっぱり次のランドセルクラブが普及するための安全の担保にはならないと思うんですよ。

ですから、先ほど責任がなくてもいいんじゃないかと言われましたけど、責任という言葉がないと、やっぱりないものなんですよ。ですから、ここで明らかに各校長先生の不安を取り除くためには、法制も、この方法しかないんですよ。教育委員会が持つとなると、また別の意味が生じてきますので、ここでは3行、4行のところに入れ込む。ただ、希望としましては、この事務が余りにも表現が簡単過ぎる。だから、もう少しわかるようにして、なおかつ責任のことを二度押しでないものとするという表現が一番いいんじゃないかなと感じております。

○吉富教育長

ご意見ありがとうございました。

角委員、どうぞ。

○角委員

これまでに学校施設に関して、学校長の責任を規定した条例、規則というのはいないんですか。

学校施設の管理とかいったものに関して、学校長の責任を定めた条例、規則はないのかどうか。あるとすれば、その中でどのように規定されているのかを教えてください。

○吉富教育長

じゃあ、船越課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

それに該当する規則はないと思われます。ちょっと1から10まで全部精査したわけではございません。基本的にないものと思っております。

○吉富教育長

どうでしょう。ここ、事務という言葉が相手との調整的な行為を指すものなのか、学校の施設、設備の管理も指して含めるのかといったことで、言葉の工夫でもう少し明確にできないかということです。どうでしょうか。

○高木委員

それは、ぜひ検討をお願いしたいと思います。事務的な申し込みと実質的な使った後の管理ですね。5時以降、ランドセルが使いよるから、もう学校長関係ない、それは委員会でしょうと。それは一番いかんと思うんですね。特に、今度、ランドセルクラブが、数年後には全校実施になるとすればですね。だから、その辺をきちんとする。

この事務は、現状とすればやっぱり学校長にとっては負担だと思います。私は定年で大分過ぎており、中学校しか知りませんが、夜中に警備会社に来て、点検します。そして、校舎内のどこどこがあいてましたというのが、教頭の机にぽんと置いてあるんですよ。それを教頭が見て、校長と合議しながら、ここがあいとったから施錠よろしくお願ひしますと。それが学校の、中学は部活をしますから、それであいたままな

のか、それとも社会体育では使っていないのに何で使ったんだろうかとか、社会体育の曖昧な面があったんですよ。それは学校外の施設だったから何とかよかったものの、今度学校内の管理の問題になると、やっぱりこれは学校長が責任を負わないかんと思うんですよ。それは、たしかどこかにあったと思います。学校長のあれで点検してというのが。だから、その事務内容を、使うための事務的なものなのか、それとも施設の管理も含めてなのか。そこは、ちょっと明確にしとったほうがいいと思います。いろいろ出てくると、次に実施する学校長さんは、ああ、もうここまでせないかんとなったら、前向きにいかんから、やっぱりその辺は考慮していただければと思っております。

○吉富教育長

どうぞ、お願いします。

○船越教育政策課長

幾つか委員さんからいただいたご意見の趣旨として、確認でお伺いしたいんですけど、この使用規則の中に、具体的には第3条から第10条あたりまでが申請とか許可、使用の取り消し等という具体的な事務を掲げておりますので、例えば、11条の今回の分をもし違う案でお出しするとすれば、例えば、3条から10条に規定する学校開放における施設の管理運営については、教育委員会が全てを行うものとするというような趣旨でよろしいですかね。

あと、学校長に係る、学校長は全ての責任というところが気になるというご意見もありましたので、それをまとめるとそういう感じのご意見なのかなと解釈しましたが。

○吉富教育長

今、船越課長の説明はよくわかりました。具体的で、指摘することがわかりますし、それに施設、設備も入りましたので、よくわかりました。

それから、学校長として務められたときの警備会社が、例えば窓ガラスが割れていたり、あいていたりすると、夜中でも管理職を呼び出して、とられたものがないか全部チェックさせられます。その上で、確認がとれて、ないということであれば施錠して帰りますけれども、そういった場面もあります。ですから、そういったことまでも含めてということで、大変学校を助けていただく文言になりましたので、ありがとうございます。

○安部委員

ちょっと私もよくわからないんですが、そうすると、今度は責任のところをまた、あまり目立たないようにという考慮なので列記されていると思うんですけども、責任というところで新設になると、また厳しいわけですね。

○吉富教育長

どうぞ。

○船越教育政策課長

例えば、前段は事務及び何とかは教育委員会が全て行うものとし、管理運営上の責任についても、教育委員会のものであるというような書き方にして、あえて学校長はというのを出さないという書き方もあるかなど。

○安部委員

そうですね。

○船越教育政策課長

正直、こういうふうな条文を「学校長は全て責任を負わない」とすると、学校長がはじいているようにもしかしたら受け取られたのかもしれないということで、逆に教育委員会が全て負いますよという書き方も、今、ご意見いただいて、もしまとめるならば、そういう案も。

○吉富教育長

はい、お願いいたします。

○安部委員

それが、結局、並列になるのか、少し責任で飛び出して、もう少し重きを置くかというのをまた法制のほうと協議していただきたいと思います。

○吉富教育長

それでは、再度工夫していただいたものを提案ということでいいですか。
では、最後、いいですかね。どうぞ。

○角委員

やはり学校開放に関する事務は教育委員会でしょうけれども、施設の管理運営については、共管という形にすべきじゃないかなと思うんですけれども。共管という考え方はないんでしょうか。

○吉富教育長

「共」に「管」理ですか。

○角委員

ええ。共管事項というのが、よく我々が法律とか何とかやるときには共管事項だとかとって、行政の方は当然おわかりと思うんですけどね。

○吉富教育長

どうぞ、お願いいたします。

○船越教育政策課長

その言葉は、私どもちょっと初めて聞きましたので、そちらも含めて。

○吉富教育長

はい。研修していただいて。共感します。

それでは、これは再提案ということでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

森永課長、よろしくお願いいたします。

○森永教育振興課長

はい。ありがとうございました。

〔第27号議案 大野城市道徳教育推進協議会委員の委嘱について〕

○吉富教育長

では、議事を進行いたします。

第27号議案、大野城市道徳教育推進協議会委員の委嘱について、説明をお願いいた

します。

黒澤室長、お願いいたします。

○黒澤教育指導室長

第27号議案、大野城市道徳教育推進協議会委員の委嘱について、説明いたします。

大野城市道徳教育推進協議会設置要綱第3条第2項の規定において、教育委員会が委員を委嘱するとされておりますので、今回、承認を求めるものでございます。

なお、大野城市商工会の委員が原田氏から高木氏に変更した理由は、商工会の総会があり、副会長が新しく選任されたためでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入らせていただきます。第27号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第27号議案は承認すべきものと決めます。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

次、教育長報告でございますが、特に委員の皆様にご報告すべきものは持ち合わせておりませんので、ありません。

〔報 告〕

○吉富教育長

5番、報告。1番、企画展「センダンの木と旌表旗」の開催について、ふるさと文化財課長、説明をお願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

お手元資料5ページを御覧ください。企画展「センダンの木と旌表旗 ～大野小学校2つの宝～」の開催について、ご報告申し上げます。

昨年度、125周年を迎えております大野小学校には、二つの宝がございます。一つはセンダンの木ということで、校舎の真ん中にあるので皆様ご存じのことかと思えますけれども、もう一つ、大正3年に、センダンの木を植えるきっかけとなりました旌表旗が大野小学校のほうに賞状とともに保存されております。

今回の展示におきましては、そのセンダンの木と旌表旗につきましてご紹介を申し上げまして、大野小学校の宝である、また、大野小学校は、もともと大野城市内における、いわゆる本校筋に当たる学校でございますので、センダンの木並びに旌表旗は、いわば大野城市民にとっての宝であるということで、これを広く知っていただきたいということで、展示会を開催いたします。

なお、今回の企画展は、2年後に予定をしております（仮称）心のふるさと館でさらに充実した企画展示になるように、その足がかりとなるように、現歴史資料展示室を使用しながら、その形を模索していきたいということで企画いたしております。

会場は、大野城市の歴史資料展示室でございます。会期といたしましては、8月1日から9月2日まで。ただし、旌表旗の展示に関しましては、非常に貴重なものでございますので、会期を限ったところ、8月27日と28日の2日間と限定して公開を行いたいと考えております。

別添でチラシをつけておりますので、どうぞ御覧いただきながら、この展示会にぜひ足をお運びいただければと思います。

以上です。

○吉富教育長

何か質問はございませんか。

どうぞ。

○角委員

ちょっと教えてください。これ、いつごろから始まって、いつまで実施された行事というか、表彰制度なのか、わかっておられれば教えてください。それと、全国に何校くらいこういう表彰を受けられた学校があるか、ご存じだったら教えてください。

○石木ふるさと文化財課長

この旌表旗制度というのは、日清戦争の戦時公債というものを、賠償金を元手にしまして始めた制度だそうです。5ページの真ん中に書かせていただいておりますけれども、明治34年から太平洋戦争の終結の年まで、就学率、出席率、施設、学習指導などが評価されまして、優秀な学校に授与されたものでございます。

福岡県において実施されたと今のところ聞いておりまして、すみません、何校だったかというのは、ちょっと宙では覚えてないんですけども、昭和20年までにありました、いわゆる古い学校にのみあるということでございます。

以上です。

○吉富教育長

またもし機会がありましたら、資料を当たってくださいませ。よろしく願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

はい。

○吉富教育長

いいですか。

○角委員

はい。

○吉富教育長

私が知っている限り、筑紫地区は三つぐらいしか、4市1町の中ですよ。

○角委員

やっぱり3校ぐらいあるんですね。

○吉富教育長

3校程度しかないということです。

○角委員

3校はあるということですね。

○吉富教育長

あります。しかも、各市町の老舗と言われる学校にしかありません。しかし、こんなふういきちんとなっているのは、大野小学校が一番きれいだと思います。筑紫野市1校、那珂川町1校だったと思っておりますけれどもね。

ただ、センダンにつきましては、校庭の中央にセンダンがある学校は大野小学校と那珂川町立岩戸小学校でしたけど、岩戸小学校の大きなセンダンが枯死してしまいましたので、本市のみになってしまいました。大変貴重な宝物になってしまいました。

8月1日、9月2日、どうぞよろしくお願いいたします。

○高木委員

これは、端っこに植えたけど、広がっていく中で真ん中になったんでしょう。

○吉富教育長

という経緯も聞いております。

○高木委員

当時は端だったけど、グラウンドを広げるので真ん中に。

○平田教育部長

そのときに、切るのかどうかのときに、切るのは忍びないんで、残して広げようということになったと聞いております。

○角委員

移植は考えなかったんですかね。

○石木ふるさと文化財課長

大きくなってたんで、移植は多分できなかった大きさになっていたと思います。

○吉富教育長

よろしいですか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、これについての報告を終わります。

[その他]

(1) 教育長の業務報告（5～6月分）

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（平成28年7月分）

○吉富教育長

それでは、一応、予定されておりましたことにつきましては終わりました。特段、全体で何かありましようか。

高木委員、どうぞ。

○高木委員

簡単なことですが、終業式はいつですか。すみません。さっきの予定の中で、1学期が終わるのは。すみません。20。

○船越教育政策課長

7月20日の水曜日です。

○高木委員

20日の水曜ですね。

○船越教育政策課長

はい。

○高木委員

ありがとうございます。

○吉富教育長

それでは、以上をもちまして、6月定例教育委員会を閉会いたします。

午前9時50分 閉会